



# 鳥取県公報

平成 23 年 7 月 15 日 (金)  
第 8 3 1 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県青少年育成意識調査の実施 (398) (青少年・家庭課) . . . . . 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (399・400) (経済通商総室) . . . . . 3
	林業種苗法による育種母樹林の指定解除 (401) (森林・林業総室) . . . . . 5
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (13) (教育総務課) . . . . . 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第398号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
鳥取県青少年育成意識調査
- 2 調査の目的  
青少年及び成人の意識及び行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。
- 3 調査対象の範囲
  - (1) 地域的範囲  
鳥取県全域
  - (2) 属性的範囲
    - ア 小学校の第2学年及び第5学年の児童
    - イ 中学校第2学年の生徒
    - ウ 高等学校第2学年の生徒
    - エ アからウまでに掲げる者の保護者
    - オ 青年（19歳から29歳までの者をいう。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 対象者の属性
    - イ 青少年自身について（自己肯定感、悩みなど）
    - ウ 青少年を取り巻く環境について（家庭、学校に対する満足度など）
    - エ ニート及びひきこもりについて（ひきこもりの状況など）
  - (2) その基準となる期日  
平成23年7月1日
- 5 報告を求める者  
無作為に抽出した次に掲げる者
  - (1) 3の(2)のアに掲げる者 各400人
  - (2) 3の(2)のイに掲げる者 400人
  - (3) 3の(2)のウに掲げる者 400人
  - (4) 3の(2)のエに掲げる者 1,600人
  - (5) 3の(2)のオに掲げる者 1,700人
- 6 報告を求めるために用いる方法
  - (1) 児童、生徒及び保護者  
学校を通じ、調査対象となった児童、生徒及び保護者に調査票を配布し、回収を行う。
  - (2) 青年  
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。
- 7 報告を求める期間

平成23年7月1日から同月31日まで

- 8 調査票情報の保存期間  
5年間
- 9 結果の公表方法  
調査報告書及び鳥取県のホームページで公表する。

#### 鳥取県告示第399号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鳥取ショッピングシティ  
鳥取市天神町1 他
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社日ノ丸総本社 代表取締役 米原 正明  
鳥取市古海601-4  
朝日生命保険相互会社 代表取締役 佐藤 美樹  
東京都千代田区大手町二丁目6-1
- 3 変更する事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後11時  
変更後 開店時刻 午前8時  
閉店時刻 午後10時  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前8時30分～午後11時15分  
変更後 午前7時50分～午後10時30分
- 4 変更年月日  
平成23年7月1日から同年9月22日まで（平成23年9月23日以降は、変更前の営業時間とする。）
- 5 変更する理由  
夏の電力不足に対応し、開店時刻を早め節電に努めるため
- 6 届出年月日  
平成23年6月24日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間  
平成23年7月15日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課

#### 10 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

### 鳥取県告示第400号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジャスコ鳥取北ショッピングセンター  
鳥取市南隈東折返115-1 他
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
- 3 変更する事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後11時  
変更後 開店時刻 午前8時  
閉店時刻 午後10時  
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前8時30分～午後11時15分  
変更後 午前7時30分～午後10時15分
- 4 変更年月日  
平成23年7月1日から同年9月22日まで（平成23年9月23日以降は、変更前の営業時間とする。）
- 5 変更する理由  
夏の電力不足に対応し、開店時刻を早め節電に努めるため
- 6 届出年月日  
平成23年6月24日
- 7 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間  
平成23年7月15日から4月間
- 9 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課

#### 10 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第401号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第9条第1項の規定に基づき、育種母樹林の指定を解除するので、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	指定解除年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	面積（ヘクタール）	所有者の住所及び氏名
45-5	平成23年7月15日	育種母樹林	アカマツ	八頭郡智頭町大字西谷1027内	4.40	八頭郡智頭町大字智頭2072-1 智頭町山郷財産区
45-6	〃	〃	クロマツ	〃	1.10	〃

## 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第13号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成23年7月15日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

- 1 日時 平成23年7月19日（火）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成23年度「アクションプラン」（6月補正後）について
  - (2) その他

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年7月15日

鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 山 口 和 彦

## 1 調達内容

## (1) 借入物品の名称及び数量

鳥取湖陵高等学校パソコン等賃貸借（3室分） 一式

## ア コンピュータ室I機器 一式

(ア) デスクトップ型ワークステーション	44台
(イ) ネットワークサーバ	一式
(ウ) A3カラー複合機	1台
(エ) A3モノクロプリンタ	1台
(オ) A3カラーインクジェットプリンタ	1台
(カ) 画像転送システム	一式
(キ) スイッチ、ケーブル類	一式
(ク) ソフトウェア、ライセンス等	一式

## イ 情報科学実習室機器 一式

(ア) デスクトップ型ワークステーション	42台
(イ) ネットワークサーバ	一式
(ウ) A3カラー複合機	1台
(エ) A3モノクロプリンタ	1台
(オ) 画像転送システム	一式
(カ) スイッチ、ケーブル類	一式
(キ) ソフトウェア、ライセンス等	一式

## ウ 映像制作室機器 一式

(ア) モバイルノート型パソコン	1台
(イ) デスクトップ型パソコン	5台
(ウ) A3カラープリンタ	1台
(エ) 液晶プロジェクタ	1台
(オ) スイッチ、ケーブル類	一式
(カ) ソフトウェア、ライセンス等	一式

## (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

## (3) 借入期間

平成23年10月1日から平成27年9月30日まで

## (4) 納入期限

平成23年9月30日（金）

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を記載すること。

なお、入札見積金額は、当該借入物品に係る賃借料（保守料を含む。）の総額とすること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成23年7月15日（金）から同年8月24日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年7月26日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。
- (4) 平成23年7月15日（金）から同年8月24日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

### 4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先  
〒680-0941 鳥取市湖山町北三丁目250  
鳥取県立鳥取湖陵高等学校  
電話 0857-28-0250
- (2) 仕様に関する問合せ先  
〒680-0941 鳥取市湖山町北三丁目250  
鳥取県立鳥取湖陵高等学校  
電話 0857-28-0250
- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当  
電話 0857-26-7433
- (4) 入札説明書の交付方法  
(1)の場所で平成23年7月15日（金）から同月27日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（平成14年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。
- (5) 郵便等による入札  
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。
- (6) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成23年8月24日（水）午後1時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月23日（火）午後5時までとする。）  
イ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に平成23年8月3日(水)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : personal computers to be leased

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:12:00noon. 3, August, 2011

(3) Time-limit for submission of tenders : 1:00PM, 24, August, 2011

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM, 23, August, 2011

(5) Contact point for the notice : Tottori Prefectural TottoriKoryo High School 3-250 Koyama-cho  
Kita Tottori-shi 680-0941 Japan TEL : 0857-28-0250